

(参考)

- 1 公認心理師とは、公認心理師法に基づき、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、①心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること、②心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、③心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うことを業とする者をいう。
- 2 公認心理師試験及びその登録は、公認心理師法に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣がその指定する者に行わせることができるとされており、一般財団法人日本心理研修センターが指定されている。

名称 一般財団法人日本心理研修センター
住所 〒112-0006
東京都文京区小日向4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷 10 階
電話 03(6912)2655 (平日 10:00～17:00)
ホームページ <http://shinri-kenshu.jp/>

3 合格者の内訳

(1) 性別

性別	人数(人)	割合(%)
男	2,207	28.1
女	5,657	71.9
計	7,864	100.0

(2) 年齢別

年齢区分	人数(人)	割合(%)
～30	1,513	19.2
31～40	2,270	28.9
41～50	2,078	26.4
51～60	1,455	18.5
61～	548	7.0
計	7,864	100.0

(3) 受験区分別

受験区分	人数(人)	割合(%)	合格率(%)	参考
A				(法第7条第1号) 大学及び大学院で、施行規則第1条及び第2条で定める科目を修めて卒業及び修了
B				(法第7条第2号) 大学で、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験
C	4	0.1	66.7	(法第7条第3号) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が区分A及びBに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定
D1	1,879	23.9	53.6	(法附則第2条第1項第1号) 平成29年9月15日より前に、大学院で施行規則附則第2条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて修了
D2	1,253	15.9	58.8	(法附則第2条第1項第2号) 平成29年9月15日より前に大学院に入学し、同日以後に施行規則附則第2条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて大学院を修了
E				(法附則第2条第1項第3号) 平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、平成29年9月15日以後に大学院で施行規則第2条で定める科目(科目の読替え対象外)を修めて修了
F				(法附則第2条第1項第4号) 平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験
G	4,728	60.1	41.8	(法附則第2条第2項) 平成29年9月15日に、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行い(又は業務を休止・廃止してから5年以内)、①文部科学大臣及び厚生労働大臣指定の現任者講習会を修了し、かつ、②施行規則附則第6条で定める施設で5年以上実務を経験
計	7,864	100.0	46.4	

(4) 都道府県別

都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)
北海道	354	埼玉県	454	岐阜県	97	鳥取県	31	佐賀県	55
青森県	41	千葉県	347	静岡県	184	島根県	48	長崎県	62
岩手県	49	東京都	1,426	愛知県	417	岡山県	106	熊本県	62
宮城県	132	神奈川県	589	三重県	89	広島県	181	大分県	54
秋田県	20	新潟県	75	滋賀県	99	山口県	76	宮崎県	37
山形県	35	富山県	48	京都府	281	徳島県	50	鹿児島県	71
福島県	63	石川県	62	大阪府	595	香川県	58	沖縄県	65
茨城県	136	福井県	49	兵庫県	394	愛媛県	72	外国	5
栃木県	101	山梨県	29	奈良県	120	高知県	42		
群馬県	95	長野県	86	和歌山県	53	福岡県	269	計	7,864

(注) 合格者の受験時の住所による。